

特区税制について



令和 8 年 7 月 22 日
内閣府地方創生推進事務局

国家戦略特区内の設立5年未満の法人で、実施する特定事業が記載された区域計画が内閣総理大臣に認定され、さらに専ら特定事業を営むこと等の要件を満たすものとして内閣府特命担当大臣の指定を受けたものについて、その事業による所得の18%を課税所得から控除できる制度。

1 対象事業 国家戦略特別区域法施行規則に定められている次のいずれにも該当するもの。

- ①規制の特例措置の適用を受けるもの（法第2条第2項第1号に掲げる事業）であって、当該事業の実施に当たり、その規制の特例措置が重要な役割を果たすものであること。
- ②下記の対象分野の事業であり、新たな価値又は経済社会の変化をもたらす革新的な事業であるもの。

2 対象分野 「医療」、「IoT（注1）」（施行規則第11条の2第2号）

（注1）IoTとは、インターネットその他の情報通信技術を活用し、物品による情報の収集、蓄積、解析又は発信及び当該情報を活用した物品の自律的な作動を可能とするために必要な技術の研究開発又はその成果を活用した一定の事業

ア. 主な法人の指定要件

設立時期	国家戦略特区の指定の日以後に設立され、設立の日以後の期間が5年未満であること。
事業概要	「専ら」認定区域計画に定められた上記の対象事業を営むこと。
区域要件	特区内に本店又は主たる事務所を有すること。
	特区外の事務所では、調査、広告宣伝等の業務（補助的なものに限る。）以外の業務を行わないこと。
	特区外の事務所の従業員の合計がその法人の常勤従業員数の20%以下であること。
指定期限	令和10年3月31日

イ. 指定法人の課税の特例

特定事業に係る所得金額の18%を控除

認定区域計画に定められた特定事業を実施する一定の株式会社に対して個人が出資した場合に、当該個人の投資した年分の総所得金額等から一定額を控除できる制度。

特定事業

国家戦略特別区域法施行規則に定められている次の事業のうち、いずれかに該当する場合に限る。

- ①中小企業者が行う「医療」、「バイオ」、「農業」分野（施行規則第13条第1号）で次のいずれかに該当する事業
- 産業の国際競争力の強化又は国際的な経済活動の拠点の形成に資するものとして我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展に寄与することが見込まれる事業
 - 産業の国際競争力の強化又は国際的な経済活動の拠点の形成に著しく資する中核的な事業
- ②小規模企業者が行う、創業及び雇用の促進に係る事業（施行規則第13条第2号）又は国家戦略特区支援利子補給金（法第28条）の適用を受ける事業
- ※エンジェル税制の特定事業の定義は国家戦略特別区域法第2条第2項第2号による規定

ア. 会社の指定要件

課税の特例措置を受けようとする会社は、内閣府特命担当大臣に指定を受けなければならない。（施行規則第15条）	
中小企業者	中小企業基本法で規定する中小企業者で、設立後5年未満の医療、バイオ、農業分野の事業を行うスタートアップ企業で施行規則に定める要件をすべて満たすもの。
小規模企業者	おおむね常時使用する従業員が20人(商業又はサービス業は5人)以下の事業者で、設立後3年未満の一定の雇用増加 ^(注1) を行うスタートアップ企業で施行規則に定める要件をすべて満たすもの。

(注1) 一定の雇用増加とは、設立1年以上の小規模企業者の投資契約締結日の従業員数が設立時以上かつ前事業年度末より2人以上（商業・サービス業の場合は、1人以上）の雇用の増加があること。

イ. 特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例

控除額	取得金額(8百万円を限度)と総所得金額等の40%に相当する金額のいずれか少ない金額から2千円を控除した額
適用期限	令和11年3月31日
適用対象	適用期限の日までに発行される株式を払込みにより取得した一定の個人

国家戦略特区の特定事業の実施主体として認定区域計画に定められた者が、国家戦略特区内において、以下の対象事業及び分野に該当する特定事業を行うために、機械等を取得した場合に次のような特別償却又は税額控除ができる措置。

1 対象事業 国家戦略特別区域法に定められている次の事業のうち、いずれかに該当する場合に限る。

- ①規制の特例措置の適用を受けるもの
- ②利子補給金の支給を受ける指定金融機関からその利子補給契約に係る貸付を受けるもの

2 対象分野 「医療」、「国際」（施行規則第1条第1号（同号イ（1）から（4）まで及び（6）並びにロ（2）（大規模な集会施設、宿泊施設若しくは文化施設又は設備の整備、運営又はサービスの提供に係る部分に限る。）及び（5）から（9）までに限る。）及び第2号）

特別償却又は法人税額の特別控除

対象設備	機械・装置（取得価額が2千万円以上）	
	開発研究用器具・備品（取得価額が1千万円以上）	
	建物・附属設備・構築物（取得価額が1億円以上）	
特別償却率	取得価額の40%（建物等は、取得価額の20%）	※令和8年3月31日までに指定を受けた法人の事業実施計画に記載される対象資産については次の率を適用する。 ・特別償却率：45%（建物等は、取得価額の23%） ・税額控除率：14%（建物等は、取得価額の7%）
税額控除率 ^{（注）}	取得価額の12%（建物等は、取得価額の6%）	

（注）税額控除については、当期法人税額の20%を限度とする。

特例を受けるための要件

- 認定区域計画に定められている特定事業を実施する法人であること。（法第27条の2）
- 特定事業の実施について、適切かつ確実な計画（事業実施計画）を有すると認められること。（施行規則第3条）
- 事業実施計画が基本方針及び区域方針に適合するものであること。（施行規則第3条）
- 令和10年3月31日までに設備等を取得等^{（※）}して特定事業の用に供すること。（租特法第42条の10）

※中古のものを取得等した場合は対象にならない。取得等したものを貸付けの用に供した場合は対象にならない。（インターナショナルスクールのみ貸付可能）

国家戦略民間都市再生事業に対する課税の特例措置 (所得税、法人税、登録免許税、不動産取得税、固定資産税、都市計画税)

国家戦略特別区域法 第25条

国家戦略特別区域法第25条第1項に規定する国家戦略民間都市再生事業を定めた区域計画について、内閣総理大臣の認定を受けたとき、当該事業の実施主体に対して都市再生特別措置法第21条第1項の民間都市再生事業の認定があったものとみなし、課税の特例措置が講じられる。※1

ア. 都市再生促進税制

1 割増償却（所得税、法人税）

償却率	25%〔5年間〕 ※特定都市再生緊急整備地域内は50%
特例対象	認定事業により整備される建物及び附属設備で認定事業者が取得するもの
適用期限	令和11年3月31日までに取得し供用すること
要件	①地上階数10以上又は延べ面積75,000㎡以上の耐火建築物であること。 ②事業区域内において整備される公共施設用地面積割合30%以上又は都市利便施設の整備費が10億円以上であること。

2 軽減税率（登録免許税）

軽減率	0.4%⇒0.35% ※特定都市再生緊急整備地域内は0.2%
特例対象	建築した認定事業の用に供する建築物（建物の保存登記）
適用期限	令和11年3月31日までに認定を受けること
要件	①工事着工前に認定申請が行われていること。 ②認定後5年（一定の場合【※】は7年）以内に建築し、建築後1年以内に登記を受けること。 ※特定都市再生緊急整備地域内の認定事業において、地上階数30以上又は延べ面積150,000㎡以上の耐火建築物を整備する場合 ③地上階数10以上又は延べ面積75,000㎡以上の耐火建築物であること。 ④事業区域内において整備される公共施設用地面積割合30%以上又は都市利便施設の整備費が10億円以上であること。 ⑤特定都市再生緊急整備地域においては国際競争力強化建築物の整備を伴うものであること。

3 課税標準控除（不動産取得税）

控除率	1/5を参酌し、1/10～3/10の範囲内で都道府県条例で定める割合を控除 ※特定都市再生緊急整備地域内は1/2を参酌し、2/5～3/5の範囲内で都道府県条例で定める割合を控除
特例対象	認定事業の用に供するために取得した事業区域内の不動産
適用期限	令和11年3月31日までに取得すること
要件	東京23区内においては、事業を施行する区域の面積が原則1ha以上（隣接又は近接する事業が一体的な施行である場合にあっては0.5ha以上）

4 課税標準軽減（固定資産税、都市計画税）

軽減率	3/5を参酌し、1/2～7/10の範囲内で市町村条例で定める割合に軽減（5年間） ※特定都市再生緊急整備地域内は1/2を参酌し、2/5～3/5の範囲内で市町村条例で定める割合に軽減
特例対象	認定事業により新たに取得した家屋及び償却資産（公共施設、一定の都市利便施設 ※2）
適用期限	令和11年3月31日までに取得すること
要件	①地上階数10以上又は延べ面積75,000㎡以上の耐火建築物であること ②東京23区内においては、事業を施行する区域の面積が原則1ha以上（隣接又は近接する事業が一体的な施行である場合にあっては0.5ha以上）

※1：特定地域においては、事業区域内において整備される公共施設の用に供される土地の面積のその事業区域の面積のうちに占める割合が10%以上であること。

再開発事業への土地供給者に対する軽減税率（課税の特例） （所得税、住民税）

国家戦略特別区域法
第27条の4

認定区域計画に定められた特定事業に係る一定の公益的施設の整備事業の用に供するため、土地等を譲渡した場合、長期譲渡所得の課税の特例の適用を認める制度。

ア. 長期譲渡所得の課税の特例

1 軽減税率	• 所得税 15%⇒ 10%（課税長期譲渡所得金額が2千万円を超える部分については15%） • 住民税 5%⇒ 4%（課税長期譲渡所得金額が2千万円を超える部分については 5%）
2 重課適用除外	法人税 5%重課税の適用除外 ※法人税の重課については、令和11年3月31日まで停止中
3 譲渡期間	令和10年12月31日

イ. 特定事業の要件

実施者要件	次のいずれかに対し、土地又は土地の上に存する権利を譲渡する場合（法第27条の4） 1. 認定区域計画に定められている特定事業を実施する者であること。 2. 当該特定事業の実施に伴い必要となる施設を整備する事業を実施する者であること。
事業要件	次に掲げる要件の全てを満たす事業であること。（施行規則第12条） 1. 当該事業の施行される土地の区域の面積が500㎡以上であること。 2. 公益的施設を2以上（以下⑩・⑪の施設は1以上）整備する事業であって一定の国家戦略特別区域法の規制の特例措置の適用を受けること、又は専ら公益的施設の用に供する建築物等の整備を行う事業であること。

ウ. 対象となる公益的施設（施行規則第12条第2号）

- ① 高度な医療の研究施設
② 高度な医療の提供を行う医療施設
③ 我が国において新たに事業を行う外国会社が当該事業を行う施設又は当該外国会社に対し当該事業に係る設備の提供及び経営管理を支援する事業を行う施設
- ④ 国際会議等の用に供する大規模な集会施設
⑤ 国際会議等に参加する者の利用に供する宿泊施設又は文化施設
⑥ 外国語による教育を行う施設
⑦ 外国語による保育を行う施設
⑧ 外国語による医療の提供を行う医療施設
- ⑨ 外国人旅客の中長期の滞在に適した施設を使用させるとともに当該滞中に必要な役務を提供する施設
⑩ 自動車ターミナル法（昭和34年法律第136号）第2条第6項に規定するバスターミナル
⑪ 公園、緑地又は広場

税制上の支援措置の概要（設備等投資促進税制（法人税））

国際戦略総合特区内で、指定法人が認定国際戦略総合特別区域計画に定められた特定国際戦略事業を行うために、設備等を取得してその事業の用に供した場合に、次のような特別償却又は税額控除ができる措置。（総合特別区域法第26条）

1 対象事業 総合特別区域法に定められている次の事業のうち、いずれかに該当する場合に限る。

- ①経済社会の活力の向上及び持続的発展に寄与することが見込まれる産業の国際競争力の強化に特に資するもの
- ②地方公共団体が事業を行う法人の経済的負担を軽減するための措置を講ずるもの

2 対象分野 「環境保全」、「医療」、「産業技術」 ※詳細は総合特別区域法施行規則に規定

ア. 特別償却又は法人税額の特別控除

対象設備	機械・装置（取得価額が2千万円以上）	
	開発研究用器具・備品（取得価額が1千万円以上）	
	建物・附属設備・構築物（取得価額が1億円以上）	
特別償却率	取得価額の30%（建物等は、取得価額の15%）	※ 令和6年3月31日までに指定を受けた法人の事業実施計画に記載される対象資産については次の率を適用する。 - 特別償却率:34%（建物等は17%） - 税額控除率:10%（建物等は5%）
税額控除率 ^{（注1）}	取得価額の8%（建物等は、取得価額の4%）	

（注1）税額控除については、当期法人税額の20%を限度とする。

イ. 設備等取得の期間

法人指定の日から、令和10年3月31日までの期間